

時事新報

第二千五百九十二號
明治廿三年三月十三日 木曜日
舊曆庚寅正月廿三日 (癸巳)
日出前九時五十分
日中前九時五十分
日入後五時五十分
月入前九時四十分
月入後五時四十分
西曆一千八百九十年

社會

日本人の服装は其價幾計ありや

東西の服装各々異なり西洋貴婦人の贅澤を事とするものは一襲の衣服に數千金を費すものありと云ふも、日本人の衣服にして男女を問はず一切日本産の品物を用ひ且つ尋常一様の服装にして適當に身體に著け得べきもの紙入、煙管、煙草入、婦人帯留等に至るまで贅澤に贅澤を盡し何程の代價に達し得べきや廣く讀者の答案を待ち之を紙上に記載す可きに付答案者は其品物の價を一々明細に記して来る二十五日までに寄送せられたし但し婦人の髪飾電甲珊瑚珠の類は日本産と見做せども新舶來のダイヤモンド、金時計の如きは之れを算入せず

時事新報

富國

世人もすれば東洋の日本を西洋の英國に似たりと云ふ如何さま四面海を環らし近く大陸に接するは兩國甚だ相似たり同じく北温帯の中に處して氣候冲和一年平均六十度内外の温度あるは兩國甚だ相似たり人口の多寡も略ぼ相似て歴史上の事實も亦相似たり兩國の地理氣候人口歴史の相似たるも是れ其の如くにして彼れは世界に雄飛すれども是れ其の一隅に雌伏し一方の名聲は赫々たれども一方の氣息は奄々たるは何ぞや軍人は戰を爲して英國は古來軍事を重んじ其海軍の盛んあるは實に世界を震盪して海上王の名あれども年々歳々擴張を圖りて少むも怠りたる氣色なく一昨年中中國防衛の喧しきに當りては向ふ數年間にして七十艘の軍艦を新製するに決したり即ち海軍擴張は英國の英國たる所以にして日本をして果して東洋の英國たらしめんとするに我が海軍を擴張して威武を耀らすの外なかる可し云々と言ふ宗教家は英國人が世界第一の信神家にして其道德の堅固ある、家に在ては一夫一婦、親睦和合して子女を感化し人に交はりては深切敦厚、所謂言篤敬、行忠信なれば蠻貊といへども行はれんればあるが故に世界各國の人々を對して今日の威信を博するに至りたるもなれば日本の人も信神堅固、彼の英國人の如くあらんば神の應護を以て英國同様の繁榮を受く可しと云ひ又學問工業の士は英國の學問發々として今哲學者にはスペンセル、詩人にはアムン、理學にはムン、化學にはロスコの如き大家あり又工業技術に就ては繪畫、フレンチ、ラック、レーン、ハム、アマ、彫刻にアルフレッド、ギルバート、建築にウィリアム、ツッンの如き名人あり古人の推測をまさしく利用普及して人生の便利快樂を増し智を開き徳を養ひ心神を高尙の域に導くが故に天下公衆知らず知らず其化育の中に入りて世道人心自から清烈なる者にして學問工業世を益するの靈功妙徳果して英國の如くならんばは世界文明の道場に入り競を盡して稱賛するに決して斷事に非ざる可しとて其説を主張する者あり人の意見は其事にする所に偏し異く所願我が田に水を引きて思ひく

の説を爲すは固より怪しむるも我輩を以て之を視れば右等の説は要するに片眼の見たるに過ぎず今英國よりの最近報に據るゝ兼ねて英國の國富調査に有名なるギンツマン氏は此程英國統計協會より於て千八百八十五年英、蘇、愛聯合王國の國富並に歳入を報告演説したる其報告中に同年英國(聯合王國)の國富は實に百億三千七百四十三萬六千磅(本年三月一日大藏省告示第十二號にては英貨一磅を日本銀貨六圓三十錢六厘と見積りたり)にして其歳入は五億五千四百二萬二千磅より其中重立ちたる條項二三を擧ぐれば

水産	一、九二六、八三五
運河	一、〇〇〇、〇〇〇
地産	一、〇〇〇、〇〇〇
家畜	一、〇〇〇、〇〇〇
工業	一、〇〇〇、〇〇〇
其他	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇

とあり目下諸統計術の不完全あるは世界各國何れも同様にして英の如き國稱も精確に國富を數ふるに由なく以上の數は唯中らずと雖も遠からざる者として見る可し又同氏の報告に英國の富は年々増加し千八百七十五年には八十五億四千八百萬磅なりしに同八十五年には前條既記載せし如く百億三千七百萬磅強に達し凡そ此十年間に十四億八千九百萬磅即ち一割七分餘を増加しざるの割合ありと云ふ然るに今日日本の國の富は果して何億磅あるや又その歳入は何程なるや我輩未だ之を知らずと雖も俄りに鐵道の一項を取りて我が鐵道諸會社の資本合計と對比せば其差違の何程大なるや推して其他を知るとを得べし即ち鐵道たる英國内に國富百億磅以上を有するは英國の英國たる所以にして愛に此國富あれば海軍を擴張するも容易なり學問工業を獎勵するも容易なり寺院を建立して宗教を謀るも亦甚だ容易ならん富を養ふは文明人事業の手にありして近世軍事の擴張に金を要するに及ばず例へば學問獎勵にも先だつものは金なるべし完全なる學校の組織を立て洪大な動物園、博物館等を備へ或は學問上の探究に亞弗利加、亞米利加、北氷洋等に遠征するの事業を擧げんとすれば其費用も莫大にして實に國の能くす可き所に非ず現に本年度英國政府がアマチュアと稱する一博物館を對する補助金豫算は十五萬五千九百七十五磅上を見るも其他學問獎勵費の大なるを知るべし又工業を發育するには富業の人が大金を投じて其工業品を輸入し工業者をして其技を磨くの地を得せしむるも必要にして工業者の報酬多からざる場所には病士に花木の繁茂せざるも一般、工業技術の發達す可しと思はれず即ち今の社會にては先づ其富國の基を立てて軍事文藝一切の人事、根を其上に托せしむるも大切にして古き根本論は暫く置き今日只今東洋の日本が統計數字の上にて遠く西洋の英國及びさる者は其國の富なりと申す可し近來我が日本國は國權論者ある者あり日本は自から所長あり美、英、法、露、日、五國は云々、又宗教は云々なりとて我國の西洋諸國に優るあるも決して劣らざるを示すもの、如し是等の事は論者の説の附け次第にて如何様にも説き去

官報

大藏省訓令第三十三號

北海邊廳 府縣
明治二十二年年度經常出恩賞諸課ニシテ明治二十三年法律第十一號ニ該當スルモノアルトキ其取扱方左ノ通心得ヘシ
三月十二日 大藏大臣伯耆松方正義

○大藏省訓令第三十三號
北海邊廳 府縣
明治二十二年年度經常出恩賞諸課ニシテ明治二十三年法律第十一號ニ該當スルモノアルトキ其取扱方左ノ通心得ヘシ
三月十二日 大藏大臣伯耆松方正義

官報

大藏大臣伯耆松方正義

三月十二日
一明治二十二年法律第十一號第四條ニ該當スルモノアルトキ其事由ヲ詳記シ明治十九年大藏省訓令第五十一號ニ準ジテ減額報告書ヲ製シ年度經過後七日以内ニ其地ヲ發シ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ
二明治二十二年三月三十一日以前ニ仕拂フヘキ明治二十二年年度所屬ニシテ同日マテ未請求ノモノアルトキハ左ノ書式ニ據リ報告書ヲ製シ年度經過後七日以内ニ其地ヲ發シ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ
三前第一項若クハ第二項ノ報告ニ關スルモノ、仕拂其他ノ取扱ハ明治二十三年大藏省訓令第十二號ノ順序ニ據ルヘシ但本項ニ係ルモノハ仕拂其他總テ相當年度ノモノト區別分テ明カニスヘシ (以下書式略ス)

○大藏大臣伯耆松方正義
三月十二日
一明治二十二年法律第十一號第四條ニ該當スルモノアルトキ其事由ヲ詳記シ明治十九年大藏省訓令第五十一號ニ準ジテ減額報告書ヲ製シ年度經過後七日以内ニ其地ヲ發シ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ
二明治二十二年三月三十一日以前ニ仕拂フヘキ明治二十二年年度所屬ニシテ同日マテ未請求ノモノアルトキハ左ノ書式ニ據リ報告書ヲ製シ年度經過後七日以内ニ其地ヲ發シ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ
三前第一項若クハ第二項ノ報告ニ關スルモノ、仕拂其他ノ取扱ハ明治二十三年大藏省訓令第十二號ノ順序ニ據ルヘシ但本項ニ係ルモノハ仕拂其他總テ相當年度ノモノト區別分テ明カニスヘシ (以下書式略ス)

官報

北海邊廳 府縣

明治二十二年年度經常出恩賞諸課ニシテ明治二十三年法律第十一號ニ該當スルモノアルトキ其取扱方左ノ通心得ヘシ
三月十二日 大藏大臣伯耆松方正義

○大藏大臣伯耆松方正義
三月十二日
一明治二十二年法律第十一號第四條ニ該當スルモノアルトキ其事由ヲ詳記シ明治十九年大藏省訓令第五十一號ニ準ジテ減額報告書ヲ製シ年度經過後七日以内ニ其地ヲ發シ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ
二明治二十二年三月三十一日以前ニ仕拂フヘキ明治二十二年年度所屬ニシテ同日マテ未請求ノモノアルトキハ左ノ書式ニ據リ報告書ヲ製シ年度經過後七日以内ニ其地ヲ發シ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ
三前第一項若クハ第二項ノ報告ニ關スルモノ、仕拂其他ノ取扱ハ明治二十三年大藏省訓令第十二號ノ順序ニ據ルヘシ但本項ニ係ルモノハ仕拂其他總テ相當年度ノモノト區別分テ明カニスヘシ (以下書式略ス)

官報

大藏大臣伯耆松方正義

三月十二日
一明治二十二年法律第十一號第四條ニ該當スルモノアルトキ其事由ヲ詳記シ明治十九年大藏省訓令第五十一號ニ準ジテ減額報告書ヲ製シ年度經過後七日以内ニ其地ヲ發シ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ
二明治二十二年三月三十一日以前ニ仕拂フヘキ明治二十二年年度所屬ニシテ同日マテ未請求ノモノアルトキハ左ノ書式ニ據リ報告書ヲ製シ年度經過後七日以内ニ其地ヲ發シ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ
三前第一項若クハ第二項ノ報告ニ關スルモノ、仕拂其他ノ取扱ハ明治二十三年大藏省訓令第十二號ノ順序ニ據ルヘシ但本項ニ係ルモノハ仕拂其他總テ相當年度ノモノト區別分テ明カニスヘシ (以下書式略ス)

○大藏大臣伯耆松方正義
三月十二日
一明治二十二年法律第十一號第四條ニ該當スルモノアルトキ其事由ヲ詳記シ明治十九年大藏省訓令第五十一號ニ準ジテ減額報告書ヲ製シ年度經過後七日以内ニ其地ヲ發シ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ
二明治二十二年三月三十一日以前ニ仕拂フヘキ明治二十二年年度所屬ニシテ同日マテ未請求ノモノアルトキハ左ノ書式ニ據リ報告書ヲ製シ年度經過後七日以内ニ其地ヲ發シ之ヲ大藏大臣ニ差出スヘシ
三前第一項若クハ第二項ノ報告ニ關スルモノ、仕拂其他ノ取扱ハ明治二十三年大藏省訓令第十二號ノ順序ニ據ルヘシ但本項ニ係ルモノハ仕拂其他總テ相當年度ノモノト區別分テ明カニスヘシ (以下書式略ス)